

第8回岐阜県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時 令和2年2月19日(水) 14:00～16:00
開催場所 長良川国際会議場 第5会議室
出席者 委員 10名
日本年金機構 9名

次第

1. 開会
あいさつ 日本年金機構岐阜北年金事務所副所長
日本年金機構本部中部地域第二部長
2. 平成31年4月1付委嘱の委員紹介及び委員長の選出
資料2 岐阜県地域年金事業運営調整会議委員名簿を基に日本年金機構岐阜北年金事務所副所長が紹介
(日本年金機構の出席者を日本年金機構岐阜北年金事務所副所長が紹介)
委員長選任 自薦他薦推薦がなかったため、事務局推薦者を全委員が承認
3. 議事
 - (1) 令和元年度「地域年金展開事業」実施結果
事務局より資料3『令和元年度「地域年金展開事業」実施結果』に基づき説明。
議事(3)の意見交換の際に、各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取り組みに活かしていくこととした。
 - (2) 令和2年度「地域年金展開事業」事業計画(案)
事務局より資料4『令和2年度「地域年金展開事業」事業計画(案)』に基づき説明。
議事(3)の意見交換の際に、各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取り組みに活かしていくこととした。
 - (3) 意見交換
主な意見・要望・質問
○年金セミナー
140校前後のアプローチの結果、43校の実施をしているが、キャパシティとして、この43校はどれぐらいなのか、まだ、余裕があって、倍にでも伸ばしても対応できる状況の件数なのか。
(回答:3事務所に地域年金推進員がおり、県下全体の件数ですので、日程の調整は必要となるが、倍になっても十分余裕はあり、対応可能です。)

○年金セミナー

今までも公民科や家庭科を通して社会保障の制度的な仕組み等は教えてきたが、令和4年度から学習指導要領が新しくなり、積極的に社会参画をしていく態度を養うことが求められてきており、多面的、多角的な考察、考想して課題の解決に取り組むことを重視されるようになってくるといった観点から、専門的な知識を持った方と学校側とが連携して、出前授業などを展開していくことで、力も養われると思う。租税教育などは学習支援ツールを使い体験的なやり方を実践しており、制度の理解が深まっていると考える。そういったことも踏まえ関係機関と連携していくことも増加に繋がるのではないかと。

(回答：指導要領にそういった内容の項目があるということですので、是非進めて行きたいと思います。講師のレベルアップを図り、いろんな内容の対応ができるセミナーをして行きたいと思います。)

○年金制度説明会

事業所における年金制度説明会を積極的に実施していただきたい。また、在職高齢年金は勿論ですが、受け取った後の年金と税金制度の問題とかも説明内容に含めたらどうか。また、年金を受け取る方、支給が決まった方、決まる事が間近な方等対象に説明会をすることで、個人の参加、あるいは、国民年金の被保険者の参加とか幅広く説明できるのではないかと。

(回答：要望としてお聞きし、今後の検討事項としたい。)

○年金セミナー

窓口で一番困るのが、年金は若い人達は払ってももらえないんでしょう、とはっきり言われ、理解のない方だと話が續かなくて困っている。租税セミナーのように、中学生・小学生まで対象を広げ、小さな時から、年金って払わなければいけないと思っていただくような年金セミナーや広報活動をしていただきたい。

(回答：今後は更に対象を広げて、小中学校でも年金セミナーを開催できるような体制を構築して行きたいと考えています。)

○セミナー講師育成

どのように育成をしているのか、内容を教えていただきたい。

(回答：各事務所で一組づつ若手職員を中心に選抜して、県で予選会を行い、岐阜県、三重県、静岡県、地域部内で予選会をして、本部決定戦を行い、優秀賞受賞セミナーは録画して全国展開している。)

○資料について

当会議の設置当初から、参加しているが、年々資料が充実してきており、地域年金展開事業の内容が分かりやすくなった。当所は、この会議の意義が分からなかったが、やっと理解できた感じを受けた。

○公的年金制度の周知・広報

スマホとかネットが普及してきており、もっとネット等を使って、気軽に質問や相談ができる環境を整備すべきである。

4. その他

連絡事項 令和2年度 第9回岐阜県地域年金事業運営調整会議

日時 令和3年2月17日（水）14：00～

場所 長良川国際会議場 第5会議室

令和2年度 年金委員大会

日時 令和2年11月19日（木）13：30～

場所 各務原市文化会館

同封の参考資料は、時間の関係で説明を省略させていただきますので、後日ご覧いただき、公的年金制度の周知や啓蒙、あるいは説明等の際に、参考にさせていただきますようお願いいたします。

謝金・交通費の受領に関する申出書の提出できない方は返信用封筒で後日ご返送ください。

5. 閉会